

花巻市電気料金高騰対策支援金

電気料金が高騰している市内中小企業者を支援するため、支援金を支給します。

給付額（千円未満切捨て）

対象：製造業、卸売業

法人：最大20万円

個人事業者：最大5万円

※本支援金は課税対象：事業所得（雑収入）となります

- ① 市内事業所で使用した電気料金の合計のうち、令和4年4月から11月までの任意の連続する6ヶ月と前年同期を比較し上昇した金額（事業用に限り）。
- ② 支給金額は、電気料金の6ヶ月分の合計額の差額を、上限額（法人：20万円、個人事業者：5万円）の範囲内で支給。

◆対象者

- ① 花巻市内に本店又は支店、営業所等を有する中小企業者で、市内で製造業又は卸売業を営んでいること。
- ② 事業継続の意思があること。
- ③ 直近の申告期限到来分（法人税申告、所得税確定申告等）を行っていること。
- ④ 法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に規定する公共法人でないこと。
- ⑤ 宗教上の組織もしくは団体ではないこと。
- ⑥ 岩手県暴力団排除条例（平成23年岩手県条例第35号）第2条第2号に指定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

◆申請期間

令和4年12月1日（木）
～12月26日（月）

◆申請方法

原則、郵送で書類を送付してください
（当日消印有効）

◆提出書類

【法人・個人事業者共通】

- ①花巻市電気料金高騰対策支援金支給申請書兼請求書
- ②（別紙1）対象期間の電気料金の計算票
- ③対象期間の電気料金、使用期間が確認できるものの写し（利用明細等）
- ④対象期間の電気料金の支払いを確認できる書類の写し（領収書、口座引落しの確認できるもの等）
- ⑤支援金の振込を希望する口座通帳等の写し

【法人の方】

- ⑥直近3ヶ月以内の履歴事項全部証明書
- ⑦直近決算分の法人事業概況説明書の写し
- ⑧直近決算分の法人市民税申告書の写し

開業後まもなく、上記⑦⑧がない場合は、「法人の設立・変更等の申告書」等

【個人事業者の方】

- ⑥下記の申告書類のいずれか
・令和4年度市民税・県民税申告書の写し
・令和3年分所得税確定申告書の写し
- ⑦本人確認書類の写し
（運転免許証、健康保険証等）

開業後まもなく、上記⑥がない場合は、「開業届」、「個人の事業開始申告書」等

◆問い合わせ先/提出先

受付時間：午前9時から午後5時まで（土・日・祝日を除く）

提出先：花巻商工会議所 本所	〒025-0075	花巻市花城町10-27	TEL 0198-23-3381
大迫支所	〒028-3203	花巻市大迫町大迫3-203	TEL 0198-48-3230
石鳥谷支所	〒028-3101	花巻市石鳥谷町好地6-10-3	TEL 0198-45-4488
東和支所	〒028-0114	花巻市東和町土沢8区60	TEL 0198-42-3155

（支援金の計算例は裏面へ）